

## 第 4 章 公害苦情処理状況

### 第 1 概 況

公害苦情は、かつては工場、事業場に対するものがほとんどでしたが、最近では自分たちの身の回りに関する都市・生活型のものが増えてきています。

ごみの焼却による苦情のほか、「きたない」「うるさい」「臭い」といった感情的・心理的なものが大半です。

煙苦情については、野外焼却に係る規制が大きく影響しているものと考えられます。

表 50 に公害苦情件数の年度別推移を示しました。

表 50 公害苦情の年度別推移

年 度 公害の種類	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
大 気 汚 染	8	17	16	24	19	22	14	17	18	17
水 質 汚 濁	14	9	6	10	11	9	15	12	10	5
騒 音	3	2	1	6	2	3	1	4	3	6
振 動	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
悪 臭	8	5	4	5	4	2	9	18	15	9
典 型 7 公 害 以 外	6	11	12	16	15	17	29	12	13	18
合 計	39	45	40	61	51	53	68	63	59	55

### 第 2 公害苦情の発生状況

公害苦情は、電話で申し立てられる場合がほとんどで、発生場所は市街地が多く、被害内容は、直接的に健康や財産に影響を与えるものよりは感覚的なものが多い状況にあります。

なお、図 31 に公害苦情件数の地区別内訳を、図 32 に発生源別内訳を示してあります。

また、平成 16・17 年度の種類ごとの特徴は次のとおりです。

#### (1) 大気汚染に係る苦情

平成 16 年度は 18 件、平成 17 年度は 17 件と多くっており、内容は、事業場や一般家庭のごみ焼却の煙に関するものがほとんどでした。

黒煙の発生や臭気を伴う煙苦情は、ビニールやプラスチック類などの焼却によるものです。

原因者に対しては、県(大船渡地方振興局)と連携して、平成 13 年 4 月 1 日からの廃棄物処理法、平成 16 年 4 月 1 日からの岩手県生活環境保全条例による野外焼却の規制、ごみの適正処理等を指導しています。

(2) 水質汚濁に係る苦情

平成 16 年度 10 件、平成 17 年度 5 件となっており、水産加工場等からの排水や、水路の原因不明の汚れ、油の流出等が主なものです。

水産加工場の排水については、ほとんどが排水規制対象外事業場からのものであり、県(大船渡地方振興局)等の関係機関と連携しながら対応しています。

(3) 騒音、振動に係る苦情

騒音については、平成 16 年度 3 件、平成 17 年度 6 件となっており、振動についての苦情はありませんでした。

苦情の内容は、解体工事に伴う騒音、建築業者の作業場からの騒音、破砕プラントからのふるい分けによる騒音などでした。

なお、原因者に対しては、近隣等に十分配慮するよう指導しました。

(4) 悪臭に係る苦情

平成 16 年度 15 件、平成 17 年度 9 件となっており、野外焼却に伴う煙によるものや、生活雑排水・事業場排水からの臭いによるものなどでした。

原因者に対しては、適切な対応をとるよう指導しました。

(5) 典型 7 公害以外の苦情

苦情の中で最近多くなっているのが、典型 7 公害以外の苦情です。

平成 16 年度 13 件、平成 17 年度 18 件となっており、内容はごみのポイ捨てや不法投棄などが多くを占めています。

モラルの欠如や自分勝手な考え方が引き起こす問題で、現代社会の一面をのぞかせるものとなっています。

図31 地区別内訳

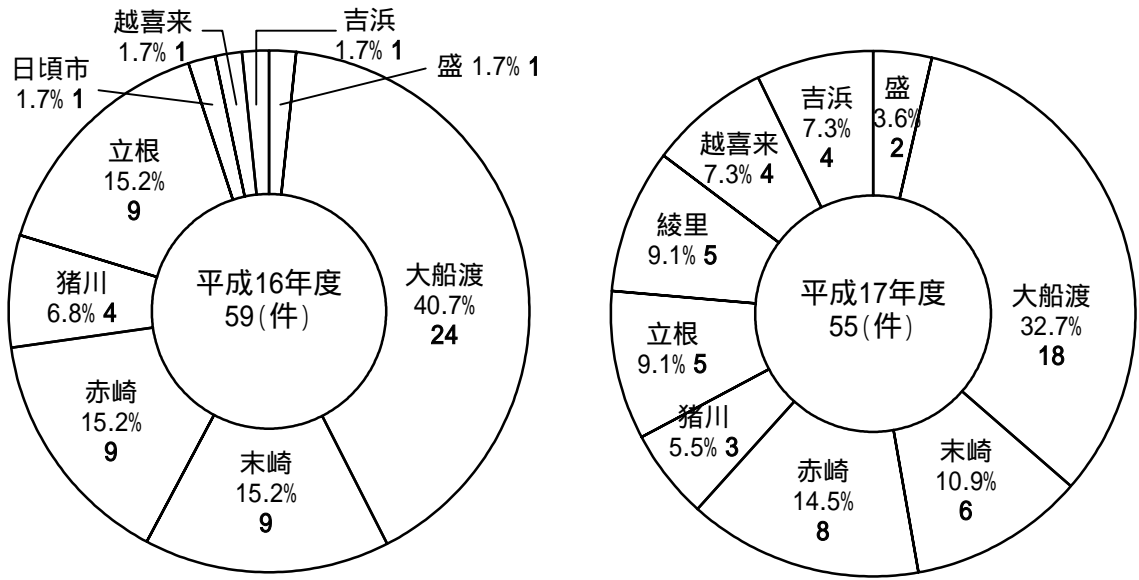
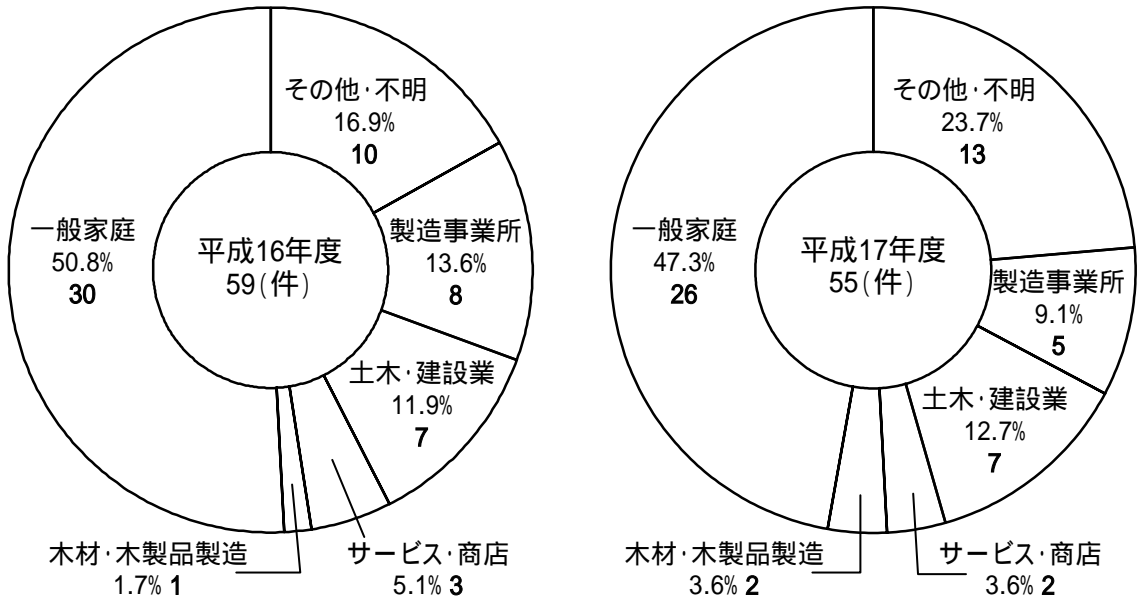


図32 発生源別内訳



### 第 3 公害苦情の解決状況

公害苦情の処理については、被害者救済と公害紛争への発展を防ぐため、県（大船渡地方振興局）等の関係機関と連携した迅速かつ適切な対応に努め、指導及び解決にあたっています。

公害苦情の解決のためには、発生源者の努力はもとより、申立者、発生源者双方が相手の立場を理解し、協力しあうことも大切なことです。

平成 16 年度に受理した 59 件の公害苦情のうち 48 件は解決、11 件は他の機関へ移送しました。

平成 17 年度は、55 件のうち 47 件が解決し、7 件は他の機関へ移送しました。なお、未解決が 1 件ありましたが、平成 18 年度に引継ぎをし、解決に至っています。

再発する公害苦情もありますが、解決を図るべく引き続き指導にあたっています。